

改正利息制限法の施行に伴う提携ＡＴＭご利用時のお知らせ

当組合のキャッシュカード・ローンカードをお持ちのお客さまへ

平成22年6月18日以降、**当組合以外**の提携金融機関のＡＴＭを利用される場合に、ＡＴＭ画面や利用明細票に表示されるＡＴＭ利用手数料と、実際にお客さまにご負担いただくＡＴＭ利用手数料が相違する（**お客さまにご負担いただくＡＴＭ利用手数料が少なくなる**）場合がございます。

これは、利息制限法の改正（※１）により、提携金融機関が設置するＡＴＭ（以下「提携ＡＴＭ」といいます。）を利用した以下のようなお取引の一部では、一定金額を超えるＡＴＭ利用手数料が利息とみなされることとなったためです。

当組合のカードを利用した提携ＡＴＭの利用手数料が、一定金額を超えるお取引では、お客さまが提携金融機関に支払う**手数料の一部を当組合にて負担**させていただきます（※２）。

この場合、提携ＡＴＭ画面や提携ＡＴＭのご利用時に発行される利用明細票に表示されるＡＴＭ利用手数料には、当組合負担分を含んだＡＴＭ利用手数料が表示される場合がありますことをご了解ください（お客さまの通帳等には、実際にご負担いただいた手数料が正しく表示されます。）。

《当組合以外の手携ＡＴＭご利用時のお取引の内容》

- ・ローンカードによるお借入・ご返済
- ・キャッシュカードによる出金時に残高不足により総合口座のお借入が発生する場合
- ・キャッシュカードによる入金時に総合口座の借入残高のご返済が行われる場合

詳しくは、窓口までお問い合わせください。

当組合以外の手携金融機関のキャッシュカード・ローンカードをお持ちのお客さまへ

本件に係る対応は、**金融機関によって異なります**ので、詳細は口座をお持ちの金融機関にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

※１ 利息制限法施行令第2条および出資法施行令第2条（平成19年11月公布）により、ＣＤ・ＡＴＭを利用したお借入またはご返済の際に、お客さまにご負担いただくＡＴＭ利用手数料（消費税込）について、「お借入またはご返済の金額が1万円以下:105円超、同1万円超:210円超」の場合、その超過額が利息とみなされることが定められました。

※２ 対象となるお取引では、お客さまにご負担いただくＡＴＭ利用手数料は、お借入またはご返済の金額が1万円以下の場合には105円まで、お借入またはご返済の金額が1万円超となる場合には210円までといたしますので、ＡＴＭを設置している金融機関がこれを超える手数料を請求する場合には、差額は当組合が負担いたします。また、判断の基準は、実際に取引された金額（入出金額）ではなく、それぞれカードローン・総合口座のお借入金額またはご返済金額となります。

なお、お借入やご返済を伴わない預金の入出金取引につきましては、従来通り、ＡＴＭを設置している金融機関が定める手数料をご負担いただきます。